

# 映像身体学科スカラシップ対象費目一覧

2019年4月9日制定

※予算書提出後、費目の30%を超える変更がある場合には、運営委員会へ予算書変更届を提出し、承認を得る必要があります。

※下記の「執行時に必要な書類」の他に書類提出を求める場合があります。

※立替払いの精算の場合、毎月15日を領収書の提出締切とし、翌月15日までに精算を行います。

※振り込みによる精算(請求書払い)の場合、振り込み締切日の15日前までに必要書類を提出してください。

※不明なことがある場合は自分だけで判断せず、運営委員会へ必ず相談してください。

費目	対象となるもの	執行時に必要な書類		参考/注意事項
		請求書払い (立替以外の支払い)	立替払い	
消耗品費	5万円未満の物品(文房具、コピー用紙、プリンタ、トナー、パソコンソフト、パソコン、各種テープ・資材、衣装など)	①請求書 ②見積書または納品書	①領収書 (品名・単価を明記すること)	※飲食に関わる経費は認めない
用品費	5万円以上の物品(パソコンソフト、パソコン、制作用機材、大道具・小道具など)	①請求書 ②見積書または納品書	①領収書 (品名・単価を明記すること)	※スカラシップ期間終了後、物品の管理・所属は映像身体学科とする。
図書資料費	書籍、電子書籍、雑誌、ビデオ・CD・DVD・Blu-ray、地図、図録、データベース使用料など視聴覚資料の使用に関わる費用	①請求書 ②見積書または納品書	①領収書 (品名・単価を明記すること)	
旅費交通費	リサーチ・フィールドワーク・制作活動・イベント参加などのための交通費及び宿泊費	運営委員会に事前相談	①領収書または旅費交通費精算書(日時・経路・理由などを記載)。	※移動距離が片道100km未満の場合、宿泊費なし ※航空機、船、新幹線(鉄道特急料金)などを利用の場合、映像身体学科研究会運営委員会に事前に相談すること ※ETC利用の場合、利用証明書を自身で印刷し提出 ※運営委員会からの指示がある場合、研究・制作に必要な旅費交通費である資料を提出すること(要事前相談) ※宿泊費は1人1泊あたり12,000円(税抜)まで
郵便配送費	研究資料、論文、DVD等の郵送料 切手代、ゆうパック料金	—	①領収書 (品名・単価を明記すること)	
印刷費	資料複写にかかる費用 コピーカード代 調査用紙、報告書、論文、脚本、パンフレット、冊子などの印刷費	①請求書 ②見積書または納品書	①領収書 (品名・単価を明記すること)	

映像身体学科スカラシップ対象費目一覧

2019年4月9日制定

費目	対象となるもの	執行時に必要な書類		参考/注意事項
		請求書払い (立替以外の支払い)	立替払い	
施設・機材賃借料	会場、施設、ロケ地、練習場などの使用料 機材レンタル料 資料レンタル料 レンタカー代金	①請求書 ②見積書または納品書	①領収書 (品名・単価を明記すること)	レンタカー代について： ①使用理由書を事前に提出（書式自由） ②免責補償料も支払い可能 ③オプションについては <u>事前に相談すること</u>
燃料費	レンタカー、車両使用時の燃料費	—	①領収書 (品名・単価を明記すること)	自家用車等レンタカー以外の車両について燃料費が発生する場合は映像身体学科研究会に事前相談すること
報酬支払い料	・講演会等講師謝金 ・研究及び制作に関するスタッフ費 ・研究、調査、制作助言に対する謝金 ・取材等、研究、制作協力に対する謝金 ・通訳、翻訳、テープ起こし、校閲等 ・原稿料、デザイン料	①請求書 ②見積書または納品書 (業者・法人のみ)	<b>原則として不可 (必ず事前に運営委員会に相談すること)</b>	<b>必ず事前に研究会運営委員会に「報酬支払い届」を提出して相談をして承認を受けること！</b> ※原則として1日につき1人あたり2万円（税抜）を上限とする。（要相談） ※学内者への報酬は認めない ※個人への報酬の場合、 <u>事前に現金を受け取ることが出来る。</u> <b>必ず研究会に事前相談すること</b>
手数料	銀行振込などにかかる手数料	銀行振込は事務局が行うため不要		<b>「立替払い」「請求書払い」共に手数料が発生するため5,000円ほど見込んでおくこと。</b>
諸会費	学会、シンポジウム、セミナー等の参加費	①請求書	①領収書	
雑費	論文審査費用/論文投稿費用 駐車場代金 美術館、博物館などの入館料、演劇・講演会などのチケット代	①請求書 ②見積書または納品書	①領収書	
保険料	研究活動、制作活動に関わる保険料（国内外含む）	<b>必ず事前に研究会運営委員会へ相談すること</b>		立教大学の学生は学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険(対物・対人)に既に加入しており、こちらでの保険適用が可能です。（国内・国外問わず） 但し、事前に活動場所・期間などの申請が必要です。 <b>必ず研究会運営委員会に事前相談および申請を行うこと！</b>